

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月19日
【事業年度】	第37期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社バッファロー
【英訳名】	B U F F A L O C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼執行役員営業本部長 坂本 裕二
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市本町四丁目1番8号
【電話番号】	048-227-8860（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 日下部 直喜
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市本町四丁目1番8号
【電話番号】	048-227-8860（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 日下部 直喜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

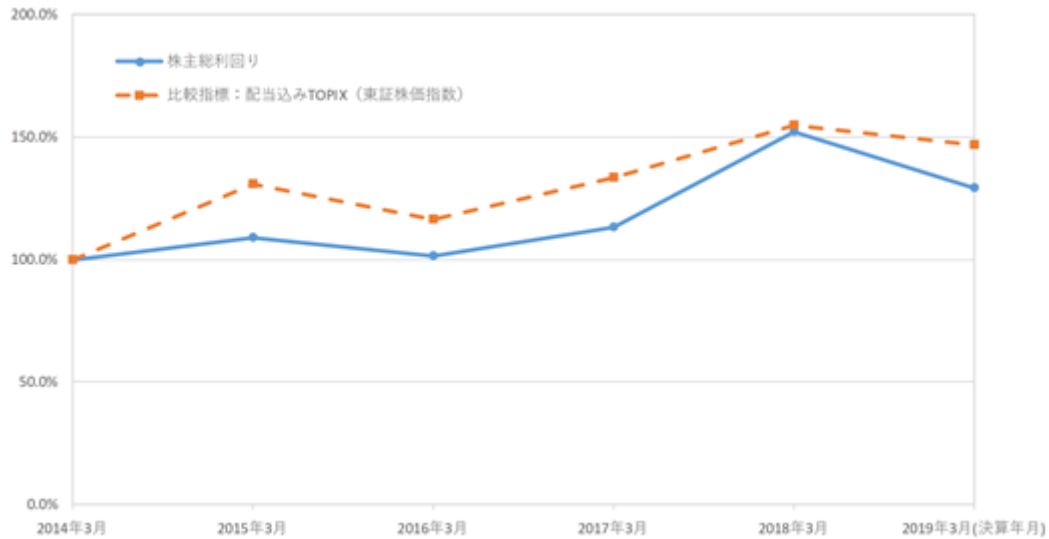
## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	8,525,792	8,601,133	8,556,275	8,717,405	8,780,184
経常利益 (千円)	171,091	144,546	236,689	402,559	476,432
当期純利益又は当期純損失 (千円)	81,129	73,288	17,435	263,645	338,373
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	510,506	510,506	510,506	555,499	586,192
発行済株式総数 (株)	2,061,600	2,061,600	2,061,600	2,163,833	2,229,790
純資産額 (千円)	4,427,387	4,438,844	4,359,306	4,640,537	4,974,669
総資産額 (千円)	5,967,271	6,043,942	6,211,734	6,663,207	6,801,846
1株当たり純資産額 (円)	2,147.69	2,153.25	2,114.67	2,144.73	2,231.14
1株当たり配当額 (円)	30	30	35	30	35
(うち1株当たり中間配当額)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	39.35	35.55	8.46	124.35	154.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.2	73.4	70.2	69.6	73.1
自己資本利益率 (%)	1.84	1.65	0.40	5.86	7.04
株価収益率 (倍)	21.75	21.63	97.90	8.97	5.80
配当性向 (%)	76.2	84.4	413.8	24.1	22.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,959	293,440	336,589	774,763	550,093
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	397,345	417,099	542,847	39,950	103,501
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	238,979	37,540	132,146	200,814	205,741
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,295,472	1,134,272	1,060,161	1,594,160	1,835,011
従業員数 (人)	246	237	247	233	228
(外、平均臨時雇用者数)	(169)	(183)	(169)	(160)	(169)
株主総利回り (%)	108.7	101.7	113.3	152.1	129.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	885	980	975	1,448	1,245
最低株価 (円)	763	711	728	795	827

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は関連会社を有しておりませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
4. 第35期の1株当たり配当額には、創立35周年記念配当5円を含んでおります。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
8. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



## 2【沿革】

年月	事項
1983年4月	パッファローオートパーツ(株)(現 当社)を設立し、本社を埼玉県川口市に設置。
1983年10月	(株)オートボックスセブンとフランチャイズチェーン契約を締結し、埼玉県川口市にオートボックス川口店を開設。
1988年9月	東京都板橋区にオートボックス環七板橋店を開設。
1991年3月	埼玉県戸田市にオートボックス戸田店を開設。
1993年6月	埼玉県浦和市(現 さいたま市)にオートボックス東浦和店を開設。
1994年10月	埼玉県浦和市(現 さいたま市)にオートボックス北浦和店を開設。
2001年4月	オートボックス戸田店を大型店として移転新築し、スーパーオートボックスTODAを開設。
2002年7月	インターネットによる中古自動車販売事業(カーズ事業)を開始。
2002年9月	(株)オートボックスアルファより、オートボックス上尾店(埼玉県上尾市)及びオートボックス大宮駅南店(埼玉県大宮市 現 さいたま市)を事業譲受け。(オートボックス大宮駅南店については増改築のため、2003年5月まで閉鎖。)
2002年10月	事業譲受けにより継承したオートボックス上尾店を業態変更し、オートボックス走り屋天国セコハン市場上尾店を開設、中古カー用品の買取及び販売を行うためのUパーツ事業を開始。
2003年4月	(株)オートボックスさいたま(埼玉県、1980年10月設立)を吸収合併し、スーパーオートボックス桶川(埼玉県桶川市)とオートボックス坂戸店(埼玉県坂戸市)を継承。 (株)パッファローに商号変更。
2003年5月	事業譲受けにより継承したオートボックス大宮駅南店を業態変更し、中古カー用品店の2号店としてオートボックス走り屋天国セコハン市場大宮駅南店を開設。
2004年10月	中央オートライフ(株)より、オートボックス254朝霞店(埼玉県朝霞市)を事業譲受けにより継承。
2004年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年3月	東京都北区にスーパーオートボックス環七王子神谷を開設。
2006年2月	オートボックス走り屋天国セコハン市場大宮駅南店を退店。
2006年4月	埼玉県さいたま市西区にスーパーオートボックス大宮バイパスを開設。
2007年9月	当社の100%出資による、自動車用品・部品の開発、製造、卸売等を主たる業務内容とした子会社の(株)ラムズインターナショナルを設立。
2008年11月	子会社の(株)ラムズインターナショナルが(株)ファイバークに商号変更。
2010年2月	オートボックス走り屋天国セコハン市場上尾店を退店。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場。
2010年4月	東京都練馬区にオートボックス練馬店を開設。
2012年7月	埼玉県さいたま市岩槻区にオートボックス岩槻加倉店を開設。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。
2014年9月	(株)サイケイより、オートボックス入間店(埼玉県入間市)、オートボックス川越バイパス(埼玉県川越市)及びオートボックス狭山店(埼玉県狭山市)を事業譲受けにより承継。
2015年3月	土地建物賃借契約の期間満了に伴い、オートボックス川越バイパスを退店。
2016年11月	埼玉県川越市にオートボックス川越店を開設。
	2019年3月31日現在 15店舗

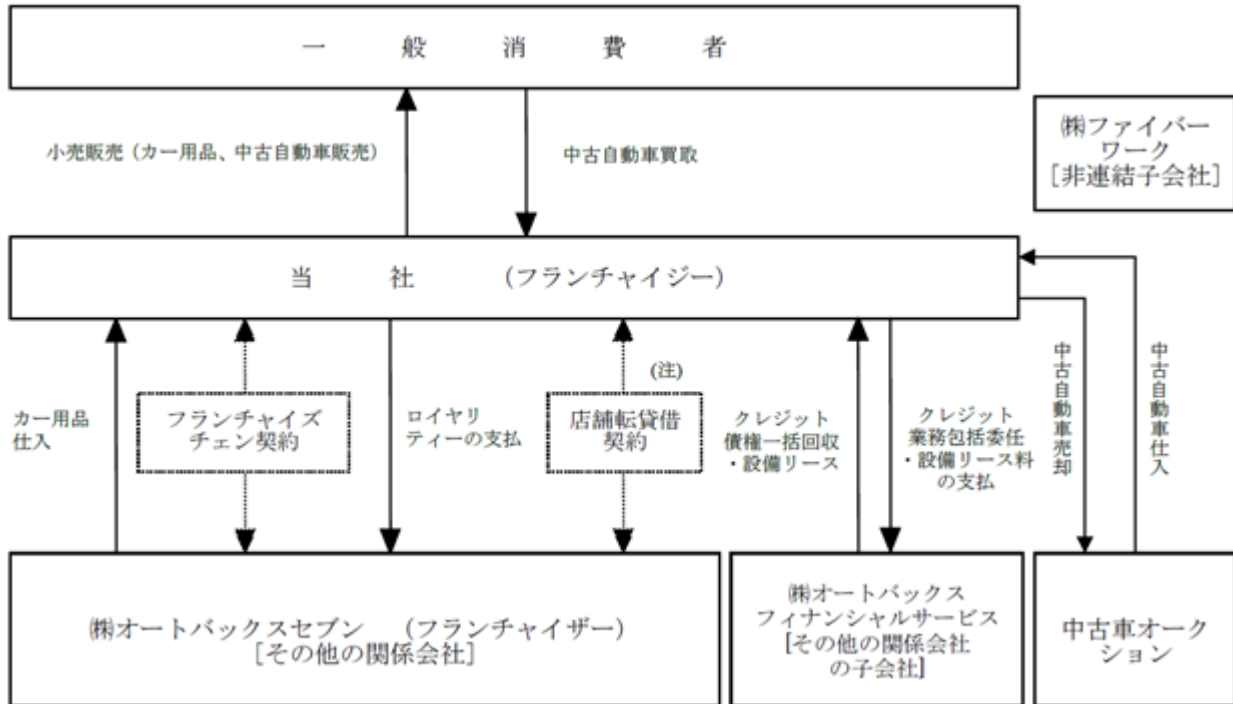
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社1社並びに当社のその他の関係会社である(株)オートボックスセブンにより構成されております。

当社は、(株)オートボックスセブンが運営する「オートボックスフランチャイズチェーン」のフランチャイジーとして、一般消費者へのタイヤ・ホイール、カーエレクトロニクス、オイル・バッテリー等のカー用品の販売及び取り付けサービスを主たる事業とし、道路運送車両法に基づく指定自動車整備業の認定を受けての車検・一般整備事業のほか、中古自動車の買取り及び販売等の事業、保険代理店事業を行っております。

なお、当社が100%出資する子会社(株)ファイバーワークは、2019年3月31日現在、当社の経営成績及び財政状態に与える影響が極めて軽微であるため、連結財務諸表を作成しておりません。

〔事業系統図〕



(注) 当社が締結する店舗土地建物賃借契約物件のうち、(株)オートボックスセブンが賃借している物件を、当社が転借するものであります。

### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) (株)オートボックスセブン (注)	東京都江東区	33,998	カー用品の卸、小売及びオートボックスグループ店舗のフランチャイズ展開	22.4	フランチャイザー、商品の仕入先及び土地建物賃借等

(注) 有価証券報告書を提出しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
228 （169）	38.1	10.5	5,446

事業所別の従業員数は、「第3 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載しております。

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「接客こそ人間形成である」という人材育成の信念の下に、創業時より一貫して、接客販売を基本とした固定客づくりを実践してまいりました。今後も接客・接遇の質を高めていくことに継続して取り組み、接客販売を通して、お客様に最良の商品・技術・サービス・情報を提供してまいります。

また、企業の社会的責任を常に意識し、コンプライアンス及びリスク管理や安全管理への徹底を期すとともに、適切なディスクロージャーによる透明性の高い経営と積極的かつ健全な事業活動により、ステークホルダーの信頼に込めてまいります。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

##### 中期経営計画の推進

当社は、2020年3月期から2024年3月期までの5ヶ年を対象とする中期経営計画を策定し、2019年5月8日に公表いたしました。

##### 中期経営計画の背景と概要

近時我が国経済においては良好な雇用・所得環境の下支えにより個人消費は緩やかに持ち直しておりますが、個人所得の伸びは企業業績の拡大に比して力強さを欠き、消費者の低価格志向や日常的支出における節約志向は引き続き根強いものとなっております。

当社は、車を愛するカーユーザーの皆さまのニーズにいかにお応えできるかを最大のテーマに掲げ、お客様一人ひとりのライフスタイルに沿ったカーライフ創りをお手伝いする、「トータルカーライフサポート」を事業のコンセプトとし、オートボックス店舗による事業展開を行ってまいりましたが、お客様の嗜好の多様化が進む中、同業他社との競合はもとより、カーディーラー等によるカー用品・サービスの強化、また低価格で品揃え豊富なネット販売の増加などにより、カー用品小売業界の経営環境は年々厳しさを増す状況にあります。

このような状況の中で当社は、チェーン本部のエリア戦略と連携しながら、更なる成長戦略と企業経営の次なるステージへの転換を行うことを背景に2020年3月期を初年度とする「2019 中期経営計画」を策定いたしました。

##### 中期経営計画の基本方針

「クルマのことならオートボックス」の実践を通じ、オートボックスFCチェーン屈指の接遇・接客力とピットサービスの技術力を土台とする地域ナンバーワンの店づくりを目指すとともに、今後より厳しさを増す経営環境に立ち向かうための強力な経営基盤を再構築することにより、業績向上と更なる企業成長を図る。

##### 経営目標と目標達成のための重点施策

##### a. 経営目標（2024年3月期）

指標	2019年3月期 (当事業年度)	2024年3月期 (目標)	増減率
売上高	8,780,184千円	13,000,000千円	48.1%増
経常利益	476,432千円	1,000,000千円	109.9%増
売上高経常利益率	5.4%	7.7%	2.3ポイント増
総店舗数	15店舗	20店舗	-

b. 事業戦略

<商品戦略>

- 1) 車検・サービスの業容拡大
  - ・ “選べる安心”と“まかせて安心”のオートバックス車検による「車検整備」事業の拡大
  - ・ 車の「美観」に関わるピットサービスメニューの展開による収益拡大
- 2) タイヤ売上シェア拡大
  - ・ 低価格帯商品の販売強化による販売数量の底上げ
- 3) 自動車（新車・中古車）販売事業による収益拡大
  - ・ オートバックス・カーズ（自動車販売）事業の全店稼働
  - ・ オートバックスのカーリース「まる乗り」の拡販展開

<マーケティング戦略>

- 1) オートバックス・チェングループ内、接遇優秀法人としての強みを更に進化させ、リアル店舗の利便性、快適性を追求
- 2) 新規メンテナンス会員数の拡大と顧客情報の有効活用
- 3) LINE会員数の拡大とLINEアプリの活用による販促施策の推進

c. 出店戦略

埼玉エリアを中心に、2024年3月期までに5店舗の出店を計画、現在の15店舗から20店舗体制による事業展開を目指し、店舗数の拡大を図る。

d. 人材戦略

- 1) 「フレンドリー」で「プロフェッショナル」な人材の育成
  - ・ オートバックスカスタマーボイス・プログラム等、接客・接遇に関する教育への継続的な取組み
  - ・ 車検・整備のために不可欠な技術力を備えた専門スタッフの育成
- 2) 接遇を社風化するための従業員のモチベーション向上
  - ・ 働きがいのある、いきいきとした明るい職場への整備
- 3) 国内及び海外からの人材確保
  - ・ 新規出店および車検・サービス部門の業容拡大への、優秀且つ安定的な人材の確保

その他の対処すべき課題

内部統制につきましては、ステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実及び法令遵守の徹底に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、企業価値の継続的向上を実現する指標として、売上高経常利益率を重視しております。同指標は、販売活動や財務活動の結果を内包しており、事業・経営の効率性を総合的に表すものと考えております。今後も、商品の価格競争に左右されない企業体質を維持し、安定した収益の確保を行い、コスト削減に努めるとともに、指標の推移を注視し経営にフィードバックさせてまいります。



## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 競合等について

当社は、カー用品の小売販売を主要業務とし、現状埼玉県南部と東京都区内北部を中心に店舗展開しておりますが、当該カー用品市場は既に成熟市場となっており、フランチャイズチェーン加盟法人間や同業他社のみならず、自動車メーカー及びディーラーの本格参入、タイヤ専門店や中古用品店及びネット通販事業者など、カー用品市場の競合他社の状況によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) フランチャイズチェーン契約による影響について

当社のオートバックスチェーン店舗は、㈱オートバックスセブン（以下「FC本部」という。）が運営するオートバックスチェーンのフランチャイジーとして、カー用品等の小売業を行っており、当社は当該事業を主たる業務としております。

オートバックスチェーン・システムにおいては、オートバックスチェーン店舗の出店の都度、FC本部とフランチャイジーとの間でフランチャイズチェーン契約を締結する必要があります。したがって当社は当社のオートバックスチェーン店舗ごとに同契約を締結しております。この契約の下では、新規出店の都度、FC本部に出店の承認を申請し、許諾を得る必要があります。このチェーン・システムにおいてはテリトリー制のような一定の商圈における出店の自由、またその独占の保証はなく、一方、出店地域の制限はありません。FC本部に加盟申請がなされた場合、各店舗の開設申請地について、地域特性及び採算性等を勘案し、出店の可否を決定することとされております。このため、計画どおりの出店ができない場合には、今後の当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイズチェーン契約により、売上高の一定額をFC本部へロイヤリティとして支払うことと規定されております。なお、フランチャイジーは店舗の運営に必要な商品・設備・什器等をFC本部もしくはFC本部から斡旋を受けた者から仕入れるものとする規定されていることから商品仕入高のうちFC本部からの仕入比率が高くなっております。

当事業年度におけるロイヤリティ額は、オートバックス業態59,561千円、スーパーオートバックス業態27,075千円であり、FC本部からの仕入比率は83.2%となっております。

FC本部とのフランチャイズチェーン契約の概要につきましては、「4 経営上の重要な契約等」を、取引の状況につきましては「第5 経理の状況 1 財務諸表等 関連当事者情報」をご参照ください。

### (3) FC本部からの店舗の転賃借について

当事業年度において当社は、一部の店舗をFC本部からの転賃借によって運営しております。このため当社はFC本部に対して賃借料を支払っております。この賃借料は、FC本部が賃貸人との間で近隣の取引実勢等に基づいて決定した賃借料であります。したがって賃料改定等に当たっては、FC本部との交渉のほか賃貸人との交渉も必要となるため、交渉が予定どおりに進展しない場合、当社業績に影響を与える可能性があります。

当事業年度におけるFC本部への賃借料の支払内容等は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 関連当事者情報」をご参照ください。

### (4) 出店に関する規制等について

当社は店舗を出店するに際して、「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）により次のような規制を受けております。これは売場面積1,000㎡超の店舗を新規出店する場合及び増床により売場面積が1,000㎡超の店舗になる場合に際し、騒音、交通渋滞、ゴミ処理問題等、出店近隣住民に対し生活環境を守る立場から都道府県又は政令指定都市が一定の審査をし、規制を行う目的で施行されたものであります。また、「大店立地法」と同時に成立した「改正都市計画法」において、地方自治体の裁量で出店規制地域が設定される等、今後の新規出店及び増床について法的規制が存在しております。

当社は出店計画段階から地域住民、自治体との調整を図りながら出店していく方針ではありますが、上記法的規制等により計画どおりの出店ができない場合には、今後の当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、現在において上記の法的規制を受けている店舗はありません。

### (5) 異常気象による影響について

当社の販売する商品には、天候により販売数量を大きく左右される季節商品が一部含まれております。

このため、冷夏や暖冬等の異常気象が発生した場合、季節商品の需要低下や販売時期のずれによる売上高の増減により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法令遵守

当社は、カー用品並びに自動車関連サービスの販売会社として、トータルカーライフのサポートという社会的責任と公共的使命を全うするために、「(株)パッファロー コンプライアンスコード」、「内部通告制度」及び「個人情報保護規程」等を制定し、役員を含む全社員の遵法意識向上に資しております。

しかし、万が一役職員の故意又は過失による法令に違反する行為が発生した場合、当社の業績に影響を与えるような損害賠償を求められる事案が発生する可能性があります。また、当社の保有する顧客情報は、その取り扱いについては十分注意を払っておりますが、不正行為などにより顧客情報が外部に漏洩した場合、社会的信用が失墜し、当社の業績に影響を与える場合があります。

(7) 自然災害

当社が店舗を展開する地域において、地震、台風その他の自然災害が発生し、当該店舗が損傷、又は役職員の死亡・負傷による欠員があった場合、売上高の減少、又は原状復帰や人員の補充にかかる費用によって、当社の業績に影響を与える場合があります。

(8) 店舗営業

当社は、カー用品並びに自動車関連サービスを取り扱う小売店舗を営業しておりますが、店舗の営業に伴う廃棄物の処理、有害物の取り扱い、ピット作業における事故発生、店舗敷地内でのその他の事故の発生等におけるリスクがあります。これらは直接的、もしくは顧客の店舗に対する心証悪化に伴う客数減少等によって、間接的に当社の業績に影響を与える場合があります。

(9) 人材確保

当社の属する小売・サービス業界は、少子高齢化等の要因により採用難・人手不足の傾向が強まっております。今後の業界全体における労働需給の変化により人材確保に係る各種コストが上昇し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 取扱商品の価格変動

当社が販売している商品は、原材料価格や為替相場の変動、市場環境の変化等様々な要因により仕入価格又は販売価格が見込みに反して大きく変動することがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報

当社は事業の過程において、お客様の個人情報を収集・保有しております。万一、個人情報の漏洩事故等が発生した場合、当社の事業の遂行や業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は情報セキュリティ対策を講じるとともに個人情報保護方針を定め当社ウェブサイトにて公開しております。

(12) 訴訟リスク

当社が事業活動を継続するにあたり多種多様な訴訟リスクが存在しており、内部管理体制を確立してもこれらを完全に排除することは困難であり、当社を当事者とした訴訟の提起を受ける可能性があります。訴訟が提起された場合、その結果によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、カー用品販売事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、西日本集中豪雨や相次ぐ地震など自然災害の発生による影響を受けながらも、底堅い設備投資と雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、米中間の貿易摩擦が激しさを増す中で中国経済の減速傾向が鮮明となり、また英国のEU離脱問題が長期化するなど先行きに対する不透明感が高まりました。内需環境につきましては、良好な雇用・所得環境が消費を下支えしておりますが、物価の上昇や消費税率の引き上げを控え、消費者の節約志向は根強いものとなっております。

国内カー用品市場におきましては、軽自動車の新車販売台数が回復基調で推移したほか、報道により注目度の高まったドライブ・レコーダーの需要が拡大しました。反面、カーナビゲーション市場の縮小は依然として継続しており、市場全体の活性化には至っていない状況にあります。

このような環境において当社は、顧客満足度向上のための接客・接客力の強化に対する継続的な取り組みとともに、メンテナンス会員数の拡大による固定客の獲得に注力してまいりました。販売施策といたしましては、中期的に成長を続けてきた迅速・廉価に車体を補修できる板金・塗装サービス「クイック・エコ・リペア」の拡販と、車の美観を向上させるボディコーティングやヘッドライトコーティングメニューへの訴求による新たな需要取り込みを行い、車検・サービス部門の売上高は前事業年度比7.7%増となりました。また、タイヤの地域シェア拡大への取り組みとして、幅広い価格帯に対応した品揃えによる売場の充実化と販売数量の底上げに注力した結果、大規模な降雪による需要増の発生した前事業年度と比べ冬用タイヤ及びホイールは大幅減となる一方、夏用タイヤの販売増によりタイヤ・ホイール部門は同0.2%減の微減となっております。アクセサリー・メンテナンス用品部門はタイヤチェーン等冬季商品の需要減少により同4.7%減となり、カーエレクトロニクス部門はドライブ・レコーダーの販売が大幅に増加しましたが、カーナビゲーションの販売減少により同1.8%減となりました。

なお、中期施策として固定顧客化による安定的な収益確保と自動車事故時の修理サービス等への相乗効果を図るべく、継続して取り組みを行っている自動車保険代理店事業につきましては、手数料収益が順調に拡大し業績に寄与しております。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

#### a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ2.1%、138,639千円増加し6,801,846千円となりました。これは主に、商品及び差入保証金の減少に対して、現金及び預金、売掛金の増加等があったためであります。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ9.7%、195,492千円減少し1,827,176千円となりました。これは主に、買掛金、退職給付引当金の増加に対して、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、未払法人税等及び未払金の減少等があったためであります。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ7.2%、334,132千円増加し4,974,669千円となりました。これは主に、配当金の支払に対して、当期純利益の計上、新株発行による資本金及び資本剰余金の増加等があったためであります。

#### b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高8,780,184千円（前事業年度比0.7%増）、営業利益435,500千円（同20.9%増）、経常利益476,432千円（同18.4%増）、当期純利益338,373千円（同28.3%増）となりました。

## キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ240,850千円増加し1,835,011千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、550,093千円となりました。これは主に、法人税等の支払額191,584千円に対して、税引前当期純利益の計上473,543千円、減価償却費の計上119,049千円、たな卸資産の減少85,272千円及び差入保証金の減少額77,378千円等があったためであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、103,501千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入220,400千円に対して、定期預金の預入による支出216,500千円及び有形固定資産の取得による支出117,218千円等があったためであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、205,741千円となりました。これは主に、株式の発行による収入による29,936千円に対して、長期借入金の返済による支出138,048千円、リース債務の返済による支出32,228千円及び配当金の支払額65,400千円があったためであります。

### （参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
自己資本比率(%)	74.2	73.4	70.2	69.6	73.1
時価ベースの自己資本比率(%)	29.6	26.2	27.5	36.2	29.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	50.3	1.7	2.1	0.7	0.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	1.4	52.2	65.2	206.1	215.6

自己資本比率：株主資本 / 総資産

時価ベースの株主資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

- （注）1．各指標は、いずれも財務数値により算出しております。
- 2．有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。
- 3．営業キャッシュ・フロー及び利払いは、キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。
- 4．株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数（自己株式を除く）により算出しております。

仕入及び販売の実績

a. 仕入実績

当事業年度の商品仕入実績を事業所別に示すと、次のとおりであります。

事業所名	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
オートバックス川口店(千円)	315,584	0.3
オートバックス東浦和店(千円)	212,959	5.9
オートバックス北浦和店(千円)	329,916	2.6
オートバックス坂戸店(千円)	238,544	1.1
スーパーオートバックス T O D A(千円)	494,259	4.2
オートバックス254朝霞店(千円)	189,255	2.3
スーパーオートバックス 大宮バイパス(千円)	522,589	1.3
オートバックス桶川店(千円)	296,482	2.6
オートバックス岩槻加倉店(千円)	276,343	6.8
オートバックス入間店(千円)	111,596	1.5
オートバックス狭山店(千円)	182,742	4.6
オートバックス川越店(千円)	211,975	3.0
オートバックス環七板橋店(千円)	245,163	7.6
スーパーオートバックス 環七王子神谷(千円)	440,448	0.4
オートバックス練馬店(千円)	216,345	5.5
その他(千円)	162	-
合計(千円)	4,284,044	0.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当事業年度の商品販売実績を事業所別に示すと、次のとおりであります。

事業所名	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
オートバックス川口店(千円)	729,010	2.7
オートバックス東浦和店(千円)	469,776	4.3
オートバックス北浦和店(千円)	608,221	0.6
オートバックス坂戸店(千円)	523,039	1.2
スーパーオートバックス T O D A (千円)	916,210	2.5
オートバックス254朝霞店(千円)	421,029	1.9
スーパーオートバックス 大宮バイパス(千円)	979,150	2.0
オートバックス桶川店(千円)	660,298	2.8
オートバックス岩槻加倉店(千円)	564,431	3.0
オートバックス入間店(千円)	233,169	1.9
オートバックス狭山店(千円)	371,781	4.1
オートバックス川越店(千円)	443,383	4.0
オートバックス環七板橋店(千円)	519,275	1.7
スーパーオートバックス 環七王子神谷(千円)	827,980	0.2
オートバックス練馬店(千円)	475,149	0.0
その他(千円)	38,275	24.1
合計(千円)	8,780,184	0.7

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 品目別販売実績

当事業年度の商品販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
車検・サービス(千円)	2,665,251	7.7
タイヤ・ホイール(千円)	2,109,888	0.2
アクセサリ・メンテナンス用品(千円)	1,768,388	4.7
カーエレクトロニクス(千円)	1,194,388	1.8
オイル・バッテリー(千円)	723,215	1.9
車販売(千円)	218,170	5.9
その他(千円)	100,881	12.5
合計(千円)	8,780,184	0.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 各品目の主な内容は、次のとおりであります。

品目	主な内容
車検・サービス	オイル交換、タイヤ交換、各種用品取付、板金・塗装、車検・整備、ボディーコーティング、ヘッドライトコーティング、車内クリーニング
タイヤ・ホイール	夏用タイヤ、冬用タイヤ、アルミ・スチールホイール
アクセサリ・メンテナンス用品	チャイルドシート、キャリア、チェーン、車内アクセサリ、ドレスアップ用品(ステアリング、シート、ランプ等)、チューンナップ用品(エアロパーツ、マフラー、サスペンション等)、省燃費用品等
カーエレクトロニクス	カーナビゲーション、カーTV、ドライブレコーダー、DVD・CD・MDプレーヤー、スピーカー、アンプ、接続具等
オイル・バッテリー	国産・輸入エンジンオイル、国産車用・外車用バッテリー
車販売	新車及び中古自動車

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績等を勘案し、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる可能性があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」をご覧ください。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産合計)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ138,639千円増加し6,801,846千円(前年同期比2.1%増)となりました。資産合計の増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・ 現金及び預金が正味キャッシュ・フローの増加に伴い、前事業年度末に比べ234,550千円増加しました。
- ・ 売掛金が前事業年度末に比べ56,383千円増加しております。これは当年3月度の店舗販売が前年を上回ったこと及びクレジットカードの売上げ比率が増加したことによるものであります。
- ・ 商品が前事業年度末に比べ85,277千円減少しております。これは主にアクセサリー・メンテナンス用品部門の取扱商品の構成を見直したことによるものであります。
- ・ 差入保証金が建築協力金の家賃相殺等により、前事業年度末に比べ55,750千円減少しております。

(負債合計)

負債合計は、前事業年度末に比べ195,492千円減少し1,827,176千円(前年同期比9.7%減)となりました。負債合計の増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・ 商品の仕入が前年の3月度を上回ったことにより、買掛金が前事業年度末に比べ46,035千円増加しております。
- ・ 退職給付引当金が前事業年度末に比べ37,007千円増加しております。
- ・ 未払金が前事業年度末に比べ44,939千円減少しております。これは、前事業年度において店舗内照明のLED照明交換作業費用の未払金計上等があったことによるものであります。
- ・ 当事業年度は増収増益となりましたが、中間納付税額の増加により未払法人税等が55,978千円、その他に含まれる未払消費税等が37,148千円、それぞれ前事業年度末に比べて減少しております。
- ・ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)が約定返済の履行により、前事業年度末に比べ138,048千円減少しました。

(純資産合計)

純資産合計は、前事業年度末に比べ334,132千円増加し4,974,669千円(前年同期比7.2%増)となりました。純資産合計の増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・ 当事業年度において新株発行を実施しており、資本金が30,693千円、資本準備金が30,627千円、それぞれ前事業年度末に比べて増加しております。(2018年8月 譲渡制限付株式報酬 発行総額31,383千円、2018年12月 有償第三者割当29,936千円)
- ・ 当事業年度は、当期純利益を338,373千円計上しており、また、配当金を65,400千円支払っております。(第36期期末配当32,455千円、第37期中間配当32,945千円)



## 2) 経営成績

## (売上高)

当事業年度における当社の売上高は、前事業年度に比べ62,778千円増加し8,780,184千円(前年同期比0.7%増)となりました。

売上高増減の主な内訳は次のとおりであります。

カー用品、車検・サービスの売上高が前事業年度に比べ63,219千円増加しましたが、車販売の売上高はオークション販売による売上台数が減少したことにより、前事業年度に比べ13,656千円減少しました。

なお、当事業年度は前事業年度同数の15店舗が通期営業を行い、車販売については前事業年度と同様、15店舗のうち4店舗で営業活動を行っております。

品目別の売上高増減の主な内訳は次のとおりであります。

品目別の売上高につきましては、昨年1月の関東を中心とした降雪による需要増加の反動により、冬用タイヤ・アルミホイール・タイヤチェーン等の冬季カー用品の販売が前事業年度を下回り大きなマイナス要因となりましたが、重点部門である車検・サービス部門が前事業年度比7.7%増と好調に販売を伸ばしたことにより、前事業年度を0.7%上回る売上高となりました。

当事業年度の売上高増加に寄与した車検・サービス部門の売上高構成比は当事業年度30.4%と前事業年度に比べ2.0ポイント増となっております。同部門は、業容拡大への継続的な取り組みを行っていることから売上高構成比が年々増加しており、当社の収益の柱として成長を続けております。

車検・サービス部門につきましては、当事業年度は板金・塗装の売上が前事業年度を下回ったものの、車検・整備が順調に販売を伸ばしました。また、ボディコーティングをはじめ、ヘッドライトクリーニングや洗車、車内清掃サービスといった、車の美観に関するサービスメニューを主とするリフレッシュ工賃が、前事業年度比36.2%増、金額ベースで99,832千円増と新たな需要を取り込んで販売を伸ばしており、カーエレクトロニクス商品の取付工賃とともに、車検・サービス部門の大きな牽引力となっております。

タイヤ販売につきましては、当社はタイヤの地域販売シェアの拡大を図る方針のもと、幅広い価格帯に対応した品揃えと、お客様が選びやすく、買いやすい売場を再構築するとともに、販促施策や店頭販売体制を強化し、販売数量の底上げに取り組んでおります。

昨年1月の降雪による冬用タイヤの需要増加の反動により、タイヤ販売は第4四半期において大幅な前年マイナスとなりましたが、第2四半期以降、夏用タイヤの販売に関して、販売価格帯を従来から拡張し、低価格帯商品の拡販を強化したことにより販売が好調となり、当事業年度の夏用タイヤの売上は前事業年度比6.0%増と冬用タイヤのマイナスを補い、前事業年度を上回る販売実績となっております。

カーエレクトロニクス部門では、主力であるカーナビゲーションがメーカー純正ナビの標準装備化やスマートフォン等の普及などにより、依然として減少傾向が続いております。一方、報道等によりドライブ・レコーダーの注目度が高まっており、装着車両は年々増加傾向にあります。当事業年度のドライブ・レコーダーの販売は前事業年度比33.6%増、カーエレクトロニクス部門に占める売上高構成比は26.4%と拡大しており、カーナビゲーションに次ぐ主力商品となりつつあります。

## (売上原価及び売上総利益)

当事業年度の売上原価は、売上高の増加に伴い前事業年度に比べ31,345千円増加し4,369,321千円(前年同期比0.7%増)となりました。また、売上総利益についても同様に前事業年度に比べ31,433千円増加し4,410,862千円(同0.7%増)となっております。

## (販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ43,747千円減少し3,975,361千円(前年同期比1.1%減)となりました。

販売費及び一般管理費の減少に関する主な内訳は次のとおりであります。

- ・ 人件費について、店舗スタッフの人件費増加、役員・従業員向け株式報酬費用の増加及び外国人技能実習生の受入費用の発生等により50,001千円増加しました。
- ・ 販売費について、ダイレクトメール・チラシ等の広告宣伝費用の効率化を図ったことにより12,644千円減少しました。
- ・ 設備費について、前事業年度に11店舗で実施した店舗内照明のLED化工事の費用減少及びこれによる省電力効果等により70,728千円減少しました。
- ・ 管理費について、公租公課が減少したこと等により10,376千円減少しております。

また、営業利益につきましては、前事業年度に比べ75,180千円増加し435,500千円(同20.9%増)となっております。

(営業外収益及び営業外費用並びに経常利益)

当事業年度は、台風・豪雨災害の対応に伴い、営業外収益の受取保険金及び営業外費用の店舗設備復旧費用がそれぞれ増加しております。

当事業年度の経常利益は、営業利益の増加が主な要因となり、前事業年度に比べ73,873千円増加し476,432千円(前年同期比18.4%増)となっております。

(特別利益及び特別損失並びに税引前当期純利益)

当事業年度は特別損失として、減損損失2,889千円(前事業年度は5,163千円)を計上いたしました。また、当事業年度の税引前当期純利益は、前事業年度に比べ76,147千円増加し473,543千円(前年同期比19.2%増)となっております。

(法人税等合計及び当期純利益)

当事業年度の税効果会計適用後の法人税等合計は、135,169千円(前事業年度は133,750千円)となりました。また、当期純利益は、前事業年度に比べ74,728千円増加し338,373千円(前年同期比28.3%増)となっております。

3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ224,670千円収入が減少し550,093千円の収入となりました。資金収入の増加としては、当事業年度が増収・増益となったこと及びたな卸資産の減少等が挙げられますが、一方で資金支出の増加として、法人税等・消費税等の納税額の増加、前事業年度末に未決済であった店舗内照明のLED化工事費用の支払いの増加等が挙げられ、営業活動によるキャッシュ・フローが減少する結果となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ63,551千円支出が増加し103,501千円の支出となりました。これは主に、設備投資が前事業年度を上回ったことから「有形固定資産の取得による支出」が前事業年度に比べ77,880千円増加し117,218千円の支出となったことによるものであります。なお、当事業年度の設備投資は、主に店舗装備の購入等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ4,926千円収入が減少し205,741千円の支出となりました。これは主に、「株式の発行による収入」が前事業年度に比べ29,799千円資金調達額が減少したことに対し、「長期借入金の返済による支出」が前事業年度に比べ16,328千円支出が減少したことによるものであります。

この結果、資金収入が資金支出を上回り、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ240,850千円増加し1,835,011千円(前年末比15.1%増)となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、次の事項が挙げられます。

1) 競合等

カー用品市場は既に成熟しており、当社にて運営を行う各店舗の商圈エリアには、複数の競合店が存在しております。また、近年はネット通販業者による影響も顕在化している状況にあります。特にタイヤに関しては、同業他社・ネット通販業者との競合が、年々激しさを増しております。当社としては、接客・接客への取り組みにより顧客満足度の向上を図り固定客を増やすと共に車検・サービスを中心に当社オリジナルの「クイック・エコ・リペア」等のサービスメニューをお客様に提供することにより、競合他社との差別化を図っております。

車検・サービスの売上高は、前事業年度比7.7%増と年々拡大しており、9期連続で増収を継続しております。

2) 天候の変動

当社が取り扱う商品のうちスタッドレスタイヤ・タイヤチェーン等の冬季カー用品については、天候により販売量を大きく左右されることがあります。暖冬となれば販売量が減少し、降雪状況により特需が生じることがあります。当社としては、天候に大きく左右されない安定した収益を確保する取り組みの一環として自動車保険代理店事業を行っております。

自動車任意保険の保有契約件数につきましては、当事業年度末現在で5,565件となっております。

また、自動車保険代理店事業への取り組みは、自動車事故発生時において钣金サービス作業の受注への相乗効果もあることから、収益向上の原動力のひとつとなっております。

### 3) 人材の確保

当社の事業が継続して成長していくためには、人材の確保と育成が不可欠であります。人材採用にあたっては、多様なメディアを活用した積極的な採用活動とともに、当事業年度より外国人技能実習生の雇用を行っております。人材育成については、社内及び外部の研修へ積極的に参加し、商品知識・接客技術・専門技術の習得を行っております。

また、「働き方の見直し・より働きやすい職場環境づくり」につきましては、前事業年度より導入した店舗定休日制度をはじめとした店舗の生産性・品質の向上に対する取り組みを継続し、お客様の満足度向上につなげていく所存であります。

なお、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性のある事項については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」をご覧ください。

### c. 資本の財源及び資金の流動性

運転資金の財源は、自己資金により賄っております。設備投資資金の財源は、増資、金融機関からの借入金及びリース契約により調達しております。増資については、2018年12月3日を払込期日とする有償第三者割当による新株発行により29,936千円の資金調達を行っております。長期借入金の当事業年度末の残高は、280,188千円（1年内返済予定の長期借入金を含む）であり全て金融機関からの借入れによるものであります。また、リース債務は、60,043千円（1年内返済予定のリース債務を含む）であります。

運転資金の用途は、主に店舗における商品仕入・人件費・諸経費の支払資金であります。また、設備投資資金の用途は、主に新規出店に伴う店舗建物・設備・保証金・建築協力金であります。当事業年度は、一部の店舗において店内装備・ピット設備投資を行っており、設備投資総額は117,963千円であります。

当社は、今後も持続的な成長に向け、営業活動から得られるキャッシュ・フローを基本としつつ、財務安全性や調達コストを勘案のうえ、資金調達を行ってまいります。

### d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、売上高経常利益率を重視しております。

#### 売上高経常利益率の推移

指標	前事業年度 (2018年3月期)	当事業年度 (2019年3月期)	前年同期比
売上高	8,717,405千円	8,780,184千円	0.7%増
経常利益	402,559千円	476,432千円	18.4%増
売上高経常利益率	4.6%	5.4%	0.8ポイント増

当事業年度の売上高経常利益率につきましては、前事業年度に比べ0.8ポイント増加しております。増加の主な要因としては、販売費及び一般管理費が前事業年度に比べ43,747千円減少（前年同期比1.1%減）したことが挙げられます。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### フランチャイズチェーン契約

当社のオートボックスチェーン店舗は、(株)オートボックスセブン（以下「FC本部」という。）が運営するオートボックスチェーンのフランチャイジーとして、カー用品等の小売業を行っており、当社は当該事業を主たる業務としております。

オートボックスチェーン・システムにおいては、オートボックスチェーン店舗の出店の都度、FC本部とフランチャイジーとの間でフランチャイズチェーン契約を締結する必要があります。したがって当社は当社のオートボックスチェーン店舗ごとに同契約を締結しております。この契約の下では、新規出店の都度、FC本部に出店の承認を申請し、許諾を得る必要があります。このチェーン・システムにおいてはテリトリー制のような一定の商圈における出店の自由、またその独占の保証はなく、一方、出店地域の制限はありません。FC本部に加盟申請がなされた場合、各店舗の開設申請地について、地域特性及び採算性等を勘案し、出店の是非を決定することとされております。

フランチャイズチェーン契約の概要は次のとおりであります。

##### オートボックスフランチャイズチェーン契約

###### a．契約の要旨

オートボックスチェーンの加盟店は、契約に定められた店舗所在地において、「オートボックス 店」という店名を用いて、自動車用品部品及び関連する商品の販売並びにサービスの提供を行う。FC本部は安定的に商品を供給するとともに、店舗運営に必要な事業システム及びノウハウを提供する。

###### b．契約の期間

契約締結の日から5年間とし、期間満了の6ヶ月前までに両当事者のいずれか一方から相手方に文書による更新拒絶の通知をしない限り、同一条件でさらに3年間継続更新されるものとし、その後も同様の方法で継続更新される。

###### c．対価

契約締結時に際して、加盟店はFC本部に対して一定額を加盟金として支払い、加盟保証金として預託する。また、加盟店は売上高の一定比率（1％）をロイヤリティとして毎月FC本部に支払う。

##### スーパーオートボックスフランチャイズチェーン契約

###### a．契約の要旨

スーパーオートボックスチェーンの加盟店は、契約に定められた店舗所在地において、「スーパーオートボックス 店」という店名を用いて、FC本部が創造開発した「スーパーオートボックスシステム」により自動車用品部品及びカーライフに関連する商品の販売及びサービスの提供を行う。FC本部は、スーパーオートボックス店舗の運営、管理、販売及びサービスの方法を絶えず創造開発する。

###### b．契約期間

契約締結の日から7年間とし、期限6ヶ月前までに両当事者のいずれか一方から相手方に文書による更新拒絶の通知をしない限り、同一条件で更に3年間継続更新され、その後も同様の方式で自動的に継続更新される。

###### c．対価

契約締結時に際して、加盟店はFC本部に対して一定額を加盟金として支払い、加盟保証金として預託する。また、加盟店は売上高の一定比率（1％）をロイヤリティとして毎月FC本部に支払う。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は117,963千円で、その主な内容は、スーパーオートバックスTODA27,139千円（店内装備）、オートバックス桶川店24,482千円（店内装備）、オートバックス狭山店19,740千円（店内装備）、オートバックス川口店11,073千円（店内装備）等であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、埼玉県に12カ所、東京都に3カ所の店舗を展開しております。  
主要な設備は次のとおりであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内 容	帳簿価額（単位：千円）						売場面積 (㎡)	従業員数 (名)
		建物及び 構 築 物	機械装置 及び 運 搬 具	土 地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計		
オートバックス川口店 (埼玉県川口市)	店舗	15,331	11,726	- <3,091.11>	-	3,795	30,853	925.62	20(11)
オートバックス環七板橋店 (東京都板橋区)	店舗	20,942	3,265	- <1,596.32>	-	1,573	25,781	462.81	13(11)
オートバックス桶川店 (埼玉県桶川市)	店舗	33,035	452	- <5,136.77>	-	2,676	36,164	998.35	15(18)
スーパーオートバックス TODA (埼玉県戸田市)	店舗	36,795	6,551	- <4,983.96>	2,532	3,666	49,545	978.51	21(10)
オートバックス東浦和店 (埼玉県さいたま市緑区)	店舗	3,168	5,512	- <2,556.61>	9,395	930	19,007	485.95	12(12)
オートバックス北浦和店 (埼玉県さいたま市桜区)	店舗	18,067	19,418	- <4,301.36>	-	2,256	39,742	803.12	15(15)
オートバックス坂戸店 (埼玉県坂戸市)	店舗	195,152	6,209	- <3,291.93>	17,907	1,076	220,346	626.00	13(17)
オートバックス254朝霞店 (埼玉県朝霞市)	店舗	6,762	9,862	- <1,288.00>	9,278	558	26,461	448.00	13(11)
スーパーオートバックス 環七王子神谷 (東京都北区)	店舗	-	-	- <3,004.00>	-	-	-	988.00	18(13)
スーパーオートバックス 大宮バイパス (埼玉県さいたま市西区)	店舗	765	-	- <7,376.18>	-	2,730	3,495	988.00	19( 7)
オートバックス練馬店 (東京都練馬区)	店舗	-	-	- <2,921.42>	-	313	313	498.00	13(11)
オートバックス岩槻加倉店 (埼玉県さいたま市岩槻区)	店舗	208,605	-	422,678 (3,524.46)	10,600	763	642,648	638.00	17(11)
オートバックス入間店 (埼玉県入間市)	店舗	2,883	953	- <2,467.38>	403	2,273	6,513	361.68	6( 6)
オートバックス狭山店 (埼玉県狭山市)	店舗	11,390	10,095	- <5,245.77>	3,013	1,692	26,191	694.00	11( 6)
オートバックス川越店 (埼玉県川越市)	店舗	364,699	34,231	264,016 (4,869.00)	403	17,233	680,585	565.00	14( 6)
本社 (埼玉県川口市)	事務所	3,452	5,465	-	-	4,204	13,122	-	8( 4)
福利厚生施設 (新潟県南魚沼郡湯沢町)	福利厚 生施設	6,780	-	-	-	-	6,780	-	-
合計		927,832	113,745	686,694 (8,393.46) <47,260.81>	53,534	45,745	1,827,553	10,461.04	228(169)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 土地については、オートバックス岩槻加倉店及びオートバックス川越店以外の店舗は賃借しており、当該土地の面積については、< >で外書しております。
4. 従業員数の( )は、平均臨時従業員数を外書きしております。
5. 前記の他、主要な賃借設備として、次のものがあります。

名称	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
店舗什器	一式	5年～8年	3,554	7,641
ピット機器	一式	3年～9年	11,571	16,229
情報処理機器	一式	2年～5年	9,173	12,494

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,800,000
計	6,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,229,790	2,229,790	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	2,229,790	2,229,790	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年7月12日 (注)1	35,933	2,097,533	15,091	525,598	15,091	500,336
2017年10月2日 (注)2	66,300	2,163,833	29,901	555,499	29,835	530,171
2018年8月15日 (注)3	32,657	2,196,490	15,708	571,207	15,675	545,847
2018年12月3日 (注)4	33,300	2,229,790	14,985	586,192	14,951	560,798

(注)1. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行

発行価格 840円、資本組入額 420円

2. 有償第三者割当

発行価格 901円、資本組入額 451円

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行

発行価格 961円、資本組入額 481円

4. 有償第三者割当

発行価格 899円、資本組入額 450円

( 5 ) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	10	13	12	-	1,386	1,425	-
所有株式数(単元)	-	473	200	5,661	1,653	-	14,264	22,251	4,690
所有株式数の割合(%)	-	2.13	0.90	25.44	7.43	-	64.10	100.00	-

(注) 1. 自己株式137株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれております。

2. 単元未満株式のみを所有する株主は104人であります。

( 6 ) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱オートボックスセブン	東京都江東区豊洲5-6-52	498,800	22.37
増田 清高	埼玉県川口市	259,900	11.66
坂本 裕二	埼玉県川口市	210,348	9.43
牛田 恵美子	埼玉県川口市	178,100	7.99
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	92,700	4.16
パッファロー従業員持株会	埼玉県川口市本町4-1-8	80,600	3.61
大野 健次	東京都板橋区	32,000	1.44
中村オートパーツ㈱	東京都練馬区谷原1-22-2	22,100	0.99
㈱国分商会	埼玉県熊谷市万吉2643-1	22,100	0.99
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	22,100	0.99
計	-	1,418,748	63.63



(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,225,000	22,250	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,690	-	-
発行済株式総数	2,229,790	-	-
総株主の議決権	-	22,250	-

(注)上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)パッファロー	埼玉県川口市本町 4-1-8	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	137	-	137	-

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な政策と位置付け、これまでも安定配当を主眼に置いた配当政策を実施してまいりました。今後は、中期経営計画に基づく成長戦略と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状況、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に応じた配当を実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき検討した結果、普通配当として1株につき20円の配当の実施を決定いたしました。なお、中間配当として15円を実施しており、年間配当は1株につき35円となり、当事業年度の配当性向は22.7%となっております。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化並びに成長事業・新規事業等への積極投資に活用し、企業価値の向上に努めていく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2018年10月30日 取締役会決議	32,945	15
2019年6月18日 定時株主総会決議	44,593	20

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客様、取引先等、あらゆるステークホルダーの皆さまの社会的信頼に応えること及び健全な事業活動を通して社会に貢献していくことを企業経営の基本的使命ととらえ、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。このためにはコーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させることが不可欠であると認識しており、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの整備・運用を通して、急激な経営環境変化に迅速に対応できる体制構築に積極的に取り組んでまいり所存であります。当社は、2016年6月17日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、タイムリーディスクロージャーについても、その重要性を認識し情報提供の即時性・公平性を図り、機能的なIR活動に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させるため、「経営責任の明確化」、「経営の透明性の向上と監査・監督機能」及び「経営の迅速な意思決定」の確保を重視し、現在の体制を採用しております。

##### (取締役会)

取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款に定められた事項及び会社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。また、経営状況や予算実績の差異分析など、経営の重要項目に関する決議・報告を行っております。

代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役3名の計7名で構成されており、監査等委員である取締役の内2名が会社法における社外取締役であります。監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監督機能の強化を図っております。

取締役会の構成員

役職名	氏名
(議長)代表取締役社長 執行役員 営業本部長	坂本 裕二
取締役 執行役員 管理本部長	日下部 直喜
取締役 執行役員 南エリア営業部長	町田 明
取締役 執行役員 北エリア営業部長	牧野 博章
取締役(監査等委員)	藤田 俊介
社外取締役(監査等委員)	井手 秀博
社外取締役(監査等委員)	山口 乾

##### (監査等委員会)

監査等委員会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行状況の監査・監督及び法令、定款に定められた事項について監査しております。内部監査室及び会計監査人と連携した監査体制を構築しております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、内2名は会社法における社外取締役であります。

監査等委員会の構成員

役職名	氏名
(委員長・議長)取締役(監査等委員)	藤田 俊介
社外取締役(監査等委員)	井手 秀博
社外取締役(監査等委員)	山口 乾

(執行役員制度)

当社は執行役員制度(取締役による兼任を含め6名の執行役員)を導入しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の権限と責任を明確にし、経営の意思決定を迅速に行うとともに、より一層の経営体制の強化と経営の効率化を図っております。

(内部監査)

内部監査組織として、社長直属の機関である内部監査室を設置しております。

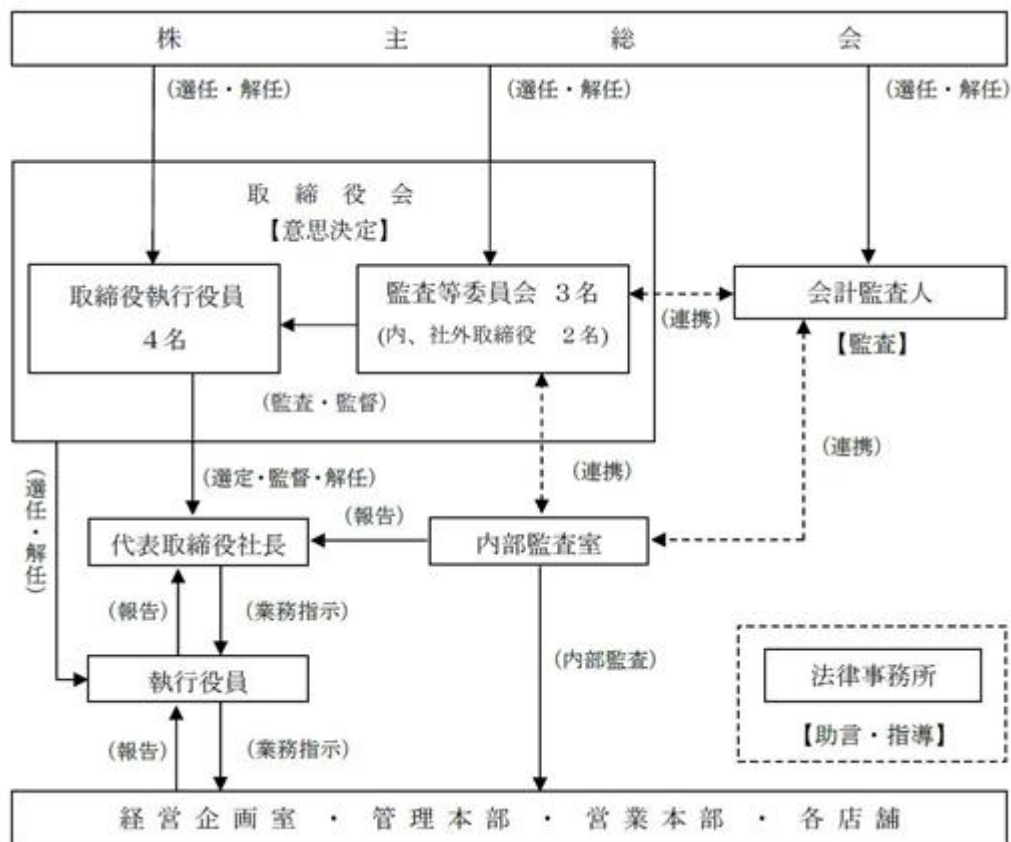
(会計監査人)

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な情報の提供と的確かつ厳正な会計監査を受けております。

(法律事務所)

法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の法律事項については必要に応じて助言指導を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。(2019年6月19日現在)



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの構築を行っております。提出日現在における「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

「内部統制システム構築の基本方針」

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
  - (2) 役員および従業員は、「パッファローコンプライアンス基本方針」、「(株)パッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
  - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
  - (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
  - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
  - (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
  - (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
  - (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
  - (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を適正な員数に保つ。
  - (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
  - (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
  - (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・ 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
    - ・ 当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・ 当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・ 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
    - ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
  - (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
    - ・ 当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
    - ・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
    - ・ 当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
    - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
  - (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
    - ・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
    - ・ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の人数、人選等については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議して決定する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
  - (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
  - ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
  - ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に行い、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2016年6月17日 改定

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、カー用品並びに自動車関連サービスの販売会社としてトータルカーライフのサポートという社会的責任と公共的使命を全うするために、「(株)バッファロー コンプライアンスコード」並びに「内部通告制度」を制定し、役員を含む全社員の遵法意識向上に資しております。また、金融商品取引法及び金融庁公布の基準等に則った「内部統制規程」並びに当社の経営に重大な影響を及ぼす虞のある危機が発生したときの対策について定めた「経営危機対策規程」を制定し、その整備・運用を実施しております。

情報セキュリティについては、当社が事業を遂行するに際して取扱う個人情報を適切に保護し、漏洩防止とその適切な利用等を図ることを目的として「個人情報保護規程」を定め、各部署・各店舗毎に「個人情報管理者」を任命し、全従業員におけるプライバシー・ポリシーの周知徹底並びに店頭ポスターにより公表を行うなど、個人情報の安全管理の強化に取り組んでおります。

また、役職員のインサイダー取引防止策として「内部情報管理規程」を制定し、これに基づく管理体制のもと内部情報の保護と関係者以外への漏洩防止対策を図っております。

店舗営業に伴う廃棄物の処理、有害物の取り扱い、ピット作業における事故発生、店舗敷地内でのその他の事故の発生等に係る事項について、継続的な監視を実施しております。具体的には営業本部等が実施する、徹底した店舗巡回指導（概ね年間4回）、内部監査室による通常監査、抜打監査及びオートバックスフランチャイズ本部からの各種指導等により、リスク管理体制の強化に努めております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するため、当社の経営方針等の共有のもとに「内部統制システム構築の基本方針」において、経営状況の報告、リスク管理及び効率的な職務執行体制の構築を行うこととしております。

また、「コンプライアンス基本方針」「株式会社バッファロー コンプライアンスコード」をグループ共通のものとして、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備しております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

・取締役の定数

当社は、監査等委員でない取締役は10名以内とする旨、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する旨定款に定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨定款に定めております。

・取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨定款に定めております。

・自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会決議をもって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする旨を定款に定めております。

・IRに関する活動状況

当社は、決算説明会を年2回（第2四半期末・期末）開催しております。証券アナリスト・機関投資家を主たる対象に企業業績や最新の企業情報について説明しております。

また、当社ホームページにおいて決算説明会資料（第2四半期末・期末）、有価証券報告書（四半期報告書含む）、決算短信（四半期決算短信含む）、その他適時開示情報等IRに関する資料を掲載し、投資家の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまに対して適時適切に経営状況等の報告を行っております。今後もさらに充実させ経営の透明性を高めてまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員 営業本部長	坂本 裕二	1960年11月8日生	1987年10月 (財)東京タクシー近代化センター (現 公益財団法人東京タクシー センター)入所 1988年5月 当社入社 1990年4月 総店長就任 1991年6月 取締役総店長就任 1999年6月 専務取締役就任 2000年3月 代表取締役社長就任 2007年6月 代表取締役社長兼執行役員最高経 営責任者就任 2011年4月 代表取締役社長兼執行役員営業本 部長就任(現任)	(注)3	210,348
取締役 執行役員 管理本部長	日下部 直喜	1966年1月7日生	1988年4月 (株)オートバックスセブン入社 1998年7月 (株)オートバックス・マネジメント サービス入社 2003年2月 当社入社 2003年6月 取締役管理部長就任 2005年6月 取締役管理本部長就任 2007年6月 取締役兼執行役員管理本部長就任 (現任)	(注)3	6,886
取締役 執行役員 南エリア営業部長	町田 明	1971年12月31日生	1994年9月 当社入社 2006年7月 執行役員営業本部総店長就任 2007年6月 執行役員営業本部副本部長就任 2008年3月 執行役員営業本部長就任 2010年6月 取締役兼執行役員営業本部長就任 2011年4月 取締役兼執行役員南エリア営業部 長就任(現任)	(注)3	15,186
取締役 執行役員 北エリア営業部長	牧野 博章	1975年3月27日生	1997年4月 当社入社 2007年7月 執行役員営業本部副本部長就任 2011年4月 執行役員北エリア営業部長就任 2011年6月 取締役兼執行役員北エリア営業部 長就任(現任)	(注)3	8,586
取締役 (監査等委員)	藤田 俊介	1948年1月7日生	1970年10月 兼松事務機(株)入社 1995年4月 兼松エレクトロニクス(株)経理部長 就任 1998年6月 同社取締役就任 2003年6月 同社常勤監査役就任 2006年5月 石塚電子(株)(現 SEMITEC(株))管 理副本部長兼総務部長就任 2010年3月 当社入社 東浦和店事務長就任 2018年5月 内部監査室付 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任 (現任)	(注)4	1,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	井手 秀博	1955年 8月 1 日生	1974年 3月 (株)富士商会(現 (株)オートバックスセブン)入社 1998年 6月 同社取締役経理部長兼関連企業部長就任 2006年 4月 (株)アルフィ(現 (株)オートバックスフィナンシャルサービス)代表取締役社長就任 (株)オートバックス・マネジメントサービス代表取締役社長就任 2008年 6月 (株)オートバックスセブン取締役常務執行役員就任 2010年 6月 同社常勤監査役就任 2014年 6月 (株)オートバックスフィナンシャルサービス代表取締役社長就任 2014年 6月 当社取締役就任 2016年 5月 (株)オートバックスフィナンシャルサービス取締役会長就任 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年 4月 (株)オートバックス・マネジメントサービス代表取締役社長就任	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	山口 乾	1949年 9月22日生	1973年 4月 大東京火災海上保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))入社 1990年 4月 同社川口支店長就任 2001年 4月 同社販売推進部長就任 2003年 6月 同社理事名古屋支店長就任 2009年 6月 (株)オートピア代表取締役社長就任 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-
計					242,206

(注) 1. 井手秀博及び山口乾は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 藤田俊介、委員 井手秀博、委員 山口乾

3. 2019年 6月18日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間

4. 2018年 6月19日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間

5. 当社は、経営と執行を分離し、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員(取締役による兼任を除く)は、経営企画室長兼管理本部総務部長加藤昭二及びサービス推進部長埴原勇次であります。

#### 社外役員の状況

当社の監査等委員である取締役のうち 2 名が社外取締役であります。

社外取締役井手秀博は、当社のその他の関係会社であり、かつ、フランチャイズ本部である(株)オートバックスセブンの取締役常務執行役員、常勤監査役を歴任し、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただくと判断したため、社外取締役として選任しております。なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。また、当社と、同氏が役員若しくは使用人として過去勤務しておりました(株)オートバックスセブン、(株)オートバックスフィナンシャルサービス及び(株)オートバックス・マネジメントサービスとの取引関係等につきましては、「第 5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) 関連当事者情報」をご覧ください。

社外取締役山口乾は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の理事名古屋支店長、(株)オートピアの代表取締役社長を歴任し、経営者としての幅広い見識を有していることから当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。また、同氏が過去勤務しておりましたあいおいニッセイ同和損害保険(株)は、本有価証券報告書提出日現在で当社株式を22,100株保有しておりますが、重要な人的関係は無く、重要な取引関係もありません。

当社は、社外取締役山口乾を一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である取締役、内部監査室及び有限責任監査法人トーマツは、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めております。

また、社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、管理本部並びに店舗責任者が必要に応じサポートを行うこととしております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は3名から構成されており、内2名が社外取締役であります。また、常勤の監査等委員は選定しておりませんが、内部監査室が内部監査対応を専属で担当することで、監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断しております。

監査等委員藤田俊介は、兼松エレクトロニクス㈱の取締役経理部長、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員井手秀博は、㈱オートボックスセブンの取締役経理部長、取締役常務執行役員、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員山口乾は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

監査等委員会は、同委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、業務執行取締役等からその職務執行状況について報告・説明を受けております。また、店舗及び管理部門において重要な決裁書類等を閲覧する等、業務及び財産の状況について監査・監督を行っております。

#### 内部監査の状況

当社は内部監査室を社長直属の機関として設置し、専任者を1名配置しており、主に業務監査を中心に法令、定款及び諸規定の遵守状況を監査するとともに内部統制の有効性を評価しております。なお、要員に不足が生じた場合には、管理本部から必要に応じて臨時的に要員の支援を受ける体制となっております。

内部監査は、定期監査と臨時監査に区分され、定期監査は年度監査計画に基づき、店舗及び管理部門を網羅的に監査対象とすることとしており、臨時監査は必要に応じて実施しております。

内部監査の手続きは、監査実施にあたり被監査部門の責任者に対し監査通知の通達を行い、監査の内容・結果を監査調書に記録し、監査終了後に監査報告書を作成して社長に提出します。なお、監査結果の内、対策・措置等を必要とする事項については改善指示書を発令し、命令を受けた部門責任者は遅滞なく改善に取り組み、改善状況報告書を提出することとなっております。

#### (内部監査室と監査等委員会の相互連携)

互いの監査計画を基に進捗状況を把握し、情報の共有を行うことで、日常的かつ機動的な連携を図っております。また、内部監査室の専任者は、定期的に監査等委員会に出席し内部監査の状況について報告・意見交換等を行っております。

#### (内部監査室と会計監査人の相互連携)

内部監査室は会計監査人に対し、監査計画と監査実績について定期的な報告を行っております。このほかにも両者は必要に応じて情報交換を行い、監査機能の充実に努めています。

#### (監査等委員会と会計監査人の相互連携)

四半期及び期末、その他必要に応じて会合を開催し、互いの監査計画を基に進捗状況を確認すると共に、監査実績、内部統制の監査、重要な事実の有無等について相互に意見・情報交換及び内容確認を行っております。

会計監査等の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。なお、継続監査年数が7年を超える者はおりません。

指定有限責任社員 業務執行社員 井出 正弘  
指定有限責任社員 業務執行社員 宇治川 雄士

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名となっております。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会では、会計監査法人を選定するための方針として明確に定めたものではありませんが、選定に当たっては、会社法上の欠格事由に該当しないことを前提に、監査法人の独立性、品質管理体制、監査の実施体制等を総合的に勘案し選定することとしております。

監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、同監査法人は長年に亘る会計監査の実績を有し、独立性を始め専門性及び監査活動の適切性・妥当性その他職務の執行に関する状況等から、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

なお、監査等委員会は、その職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議事の目的とする方針であり、また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会では、会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性及び監査の実施状況を把握し、監査の実効性について評価を行っており、特段の問題はないものと認識しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,000	-

b. 監査報酬の決定方針

当社が会計監査人の監査報酬を決定する場合には、会計監査人の監査計画の内容及び当社の事業規模・特性等を勘案のうえ決定しております。

c. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役それぞれの職務内容及び責任に応じた報酬体系としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営方針の遂行、業績向上へのインセンティブ及び株主との価値共有の促進を考慮し、基本報酬と株式報酬を支給することを方針としております。また、監査等委員である取締役は、客観的な経営助言と監督を行うために基本報酬の支給を方針としております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬には、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まれないものとしております。

当社における株式報酬制度の概要は次のとおりです。

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会で承認いただいた報酬枠内とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、株主総会で承認いただいた枠数内とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値とします。

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことなどを条件として譲渡制限を解除すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

報酬決定のプロセスは、株主総会で決議された上限額の範囲内において、役位に応じた職責、会社業績、経営環境などを考慮のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議、監査等委員は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額を年額135,000千円以内、監査等委員である取締役の基本報酬額を年額35,000千円以内と決議いただいております。また、かかる報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、2017年6月23日開催の第35期定時株主総会において、株式報酬（特定譲渡制限付株式）を年額20,000千円以内と決議いただいております。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況は次のとおりであります。

開催日	機関	活動内容
2018年6月19日	取締役会	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別基本報酬額の決定
2018年7月17日	監査等委員会	監査等委員の個別基本報酬額の協議
2018年7月17日	取締役会	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別株式報酬額の決定

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	その他	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	113,237	110,347	-	-	2,889	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,100	5,100	-	-	-	2
社外役員	4,350	4,350	-	-	-	2

(注) 1. 報酬等の種類別の総額の内訳に含まれるその他2,889千円は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名に対する株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。

2. 当社は、2008年6月25日開催の株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止していません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は投資有価証券を保有していませんので、記載すべき事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.5%
売上高基準	0.1%
利益基準	1.7%
利益剰余金基準	0.1%

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。また、公益財団法人財務会計基準機構や監査法人等が主催する会計基準等のセミナーに参加しております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,712,460	1,947,011
売掛金	407,436	463,820
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,400	2,400
商品	1,025,497	940,219
前払費用	110,256	125,411
未収入金	170,111	169,008
その他	7,724	10,945
流動資産合計	3,435,886	3,658,815
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,536,990	1,570,893
減価償却累計額	740,515	767,338
建物(純額)	796,474	803,555
構築物	361,764	365,732
減価償却累計額	227,746	241,454
構築物(純額)	134,018	124,277
機械及び装置	170,636	194,081
減価償却累計額	77,423	85,801
機械及び装置(純額)	93,213	108,280
車両運搬具	76,622	77,732
減価償却累計額	75,071	72,267
車両運搬具(純額)	1,551	5,465
工具、器具及び備品	236,170	244,577
減価償却累計額	187,183	198,831
工具、器具及び備品(純額)	48,986	45,745
土地	686,694	686,694
リース資産	363,787	211,568
減価償却累計額	284,984	158,034
リース資産(純額)	78,803	53,534
有形固定資産合計	1,839,741	1,827,553
<b>無形固定資産</b>	5,496	6,095
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	17,991	17,760
関係会社長期貸付金	21,200	8,600
長期前払費用	103,182	95,556
繰延税金資産	390,787	391,687
差入保証金	840,053	784,303
その他	8,869	11,475
投資その他の資産合計	1,382,083	1,309,382
固定資産合計	3,227,321	3,143,030
<b>資産合計</b>	<b>6,663,207</b>	<b>6,801,846</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1 239,608	1 285,644
1年内返済予定の長期借入金	138,048	116,708
リース債務	32,228	20,557
未払金	177,630	132,690
未払費用	66,612	69,469
未払法人税等	134,625	78,646
前受金	60,758	88,265
預り金	21,690	33,558
前受収益	45,802	49,895
賞与引当金	169,472	171,337
ポイント引当金	22,645	5,950
その他	85,732	48,042
流動負債合計	1,194,855	1,100,765
固定負債		
長期借入金	280,188	163,480
リース債務	60,043	39,486
退職給付引当金	399,144	436,151
資産除去債務	80,657	82,159
その他	7,781	5,134
固定負債合計	827,814	726,411
負債合計	2,022,669	1,827,176
純資産の部		
株主資本		
資本金	555,499	586,192
資本剰余金		
資本準備金	530,171	560,798
資本剰余金合計	530,171	560,798
利益剰余金		
利益準備金	35,575	35,575
その他利益剰余金		
別途積立金	3,200,000	3,300,000
繰越利益剰余金	318,917	491,890
利益剰余金合計	3,554,492	3,827,465
自己株式	117	117
株主資本合計	4,640,046	4,974,339
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	490	330
評価・換算差額等合計	490	330
純資産合計	4,640,537	4,974,669
負債純資産合計	6,663,207	6,801,846

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	8,717,405	8,780,184
売上原価		
商品期首たな卸高	1,045,290	1,025,497
当期商品仕入高	1 4,318,182	1 4,284,044
合計	5,363,473	5,309,541
商品期末たな卸高	1,025,497	940,219
商品売上原価	4,337,976	4,369,321
売上総利益	4,379,429	4,410,862
販売費及び一般管理費	1, 2 4,019,109	1, 2 3,975,361
営業利益	360,319	435,500
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,503	10,345
受取手数料	13,242	13,676
受取協賛金等	1 8,065	1 9,831
廃バッテリー売却益	9,251	6,312
受取保険金	3,476	6,736
その他	1 13,109	1 11,881
営業外収益合計	57,649	58,784
営業外費用		
支払利息	3,821	2,604
固定資産除却損	7,783	6,967
店舗復旧費用	2,545	6,793
その他	1,258	1,486
営業外費用合計	15,409	17,852
経常利益	402,559	476,432
特別損失		
減損損失	3 5,163	3 2,889
特別損失合計	5,163	2,889
税引前当期純利益	397,395	473,543
法人税、住民税及び事業税	154,716	135,999
法人税等調整額	20,965	829
法人税等合計	133,750	135,169
当期純利益	263,645	338,373

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	510,506	485,244	485,244	35,575	3,200,000	127,962	3,363,537
当期変動額							
新株の発行	44,993	44,926	44,926				
剰余金の配当						72,690	72,690
当期純利益						263,645	263,645
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	44,993	44,926	44,926	-	-	190,955	190,955
当期末残高	555,499	530,171	530,171	35,575	3,200,000	318,917	3,554,492

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	117	4,359,171	134	134	4,359,306
当期変動額					
新株の発行		89,920			89,920
剰余金の配当		72,690			72,690
当期純利益		263,645			263,645
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			356	356	356
当期変動額合計	-	280,875	356	356	281,231
当期末残高	117	4,640,046	490	490	4,640,537

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	555,499	530,171	530,171	35,575	3,200,000	318,917	3,554,492
当期変動額							
新株の発行	30,693	30,627	30,627				
剰余金の配当						65,400	65,400
当期純利益						338,373	338,373
別途積立金の積立					100,000	100,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	30,693	30,627	30,627	-	100,000	172,972	272,972
当期末残高	586,192	560,798	560,798	35,575	3,300,000	491,890	3,827,465

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	117	4,640,046	490	490	4,640,537
当期変動額					
新株の発行		61,320			61,320
剰余金の配当		65,400			65,400
当期純利益		338,373			338,373
別途積立金の積立		-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			160	160	160
当期変動額合計	-	334,292	160	160	334,132
当期末残高	117	4,974,339	330	330	4,974,669

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	397,395	473,543
減価償却費	113,942	119,049
減損損失	5,163	2,889
賞与引当金の増減額(は減少)	64,652	1,865
ポイント引当金の増減額(は減少)	14,655	16,695
退職給付引当金の増減額(は減少)	27,693	37,007
受取利息及び受取配当金	10,503	10,345
支払利息	3,821	2,604
有形固定資産除売却損益(は益)	7,783	6,967
受取保険金	3,476	6,736
差入保証金の増減額(は増加)	80,713	77,378
売上債権の増減額(は増加)	23,100	56,383
たな卸資産の増減額(は増加)	19,918	85,272
未収入金の増減額(は増加)	16,995	1,103
仕入債務の増減額(は減少)	59,213	46,035
前受金の増減額(は減少)	15,328	27,506
未払金の増減額(は減少)	94,974	42,994
未払消費税等の増減額(は減少)	60,029	39,277
その他	31,581	28,320
小計	913,481	737,109
利息及び配当金の受取額	540	382
保険金の受取額	3,476	6,736
利息の支払額	3,758	2,551
法人税等の支払額	138,976	191,584
営業活動によるキャッシュ・フロー	774,763	550,093
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	216,500	216,500
定期預金の払戻による収入	216,200	220,400
有形固定資産の取得による支出	39,337	117,218
長期貸付金の回収による収入	2,400	12,600
差入保証金の回収による収入	-	1,000
差入保証金の差入による支出	1,000	2,703
その他	1,713	1,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,950	103,501
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	154,376	138,048
リース債務の返済による支出	33,484	32,228
株式の発行による収入	59,736	29,936
配当金の支払額	72,690	65,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,814	205,741
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	533,998	240,850
現金及び現金同等物の期首残高	1,060,161	1,594,160
現金及び現金同等物の期末残高	1,594,160	1,835,011

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～34年
構築物	2～20年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### (4) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」142,867千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」390,787千円に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた16,586千円は、「受取保険金」3,476千円及び「その他」13,109千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「受取保険金」及び「保険金の受取額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度年度のキャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取保険金」3,476千円及び「保険金の受取額」3,476千円を独立掲記するとともに、「小計」916,958千円を913,481千円に変更しております。



(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
流動資産		
前払費用	14,542	14,542
未収入金	8,531	4,998
固定資産		
長期前払費用	55,510	48,810
差入保証金	363,924	333,620
流動負債		
買掛金	203,287	244,802

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額	850,000千円	850,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	850,000	850,000

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社からの商品仕入高	3,920,235千円	3,784,469千円
関係会社への地代家賃	161,909	161,580
関係会社からの受取協賛金等	1,886	5,050
上記以外の営業外収益	8,557	8,394

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91.1%、当事業年度90.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8.9%、当事業年度9.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
従業員給与手当	1,511,913千円	1,549,295千円
賞与引当金繰入額	169,472	171,337
退職給付費用	50,387	46,342
地代家賃	622,683	622,586
減価償却費	113,942	119,049

### 3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	機械及び装置等	5,163千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,163千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、機械及び装置2,463千円及びその他2,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	建物等	2,889千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,889千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物1,392千円及びその他1,497千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,061,600	102,233	-	2,163,833
合計	2,061,600	102,233	-	2,163,833
自己株式				
普通株式	137	-	-	137
合計	137	-	-	137

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加のうち35,933株は、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加、また、66,300株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	41,229	20	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年10月30日 取締役会	普通株式	31,460	15	2017年9月30日	2017年12月1日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	32,455	利益剰余金	15	2018年3月31日	2018年6月20日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	2,163,833	65,957	-	2,229,790
合計	2,163,833	65,957	-	2,229,790
自己株式				
普通株式	137	-	-	137
合計	137	-	-	137

（注）普通株式の発行済株式総数の増加のうち32,657株は、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加、また、33,300株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	32,455	15	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	32,945	15	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月18日 定時株主総会	普通株式	44,593	利益剰余金	20	2019年3月31日	2019年6月19日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現金及び預金勘定	1,712,460千円	1,947,011千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	118,300	112,000
現金及び現金同等物	1,594,160	1,835,011

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
1年内	410,515	432,898
1年超	2,655,125	2,443,098
合計	3,065,640	2,875,996

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は基本的に行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に相手先がローン及びクレジット会社であります。

差入保証金は、主に当社の事業所の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年2ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権については、経理部において取引先毎に期日及び残高を管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,712,460	1,712,460	-
(2) 売掛金	407,436	407,436	-
(3) 差入保証金 敷金及び保証金	824,553	899,385	74,831
資産合計	2,944,450	3,019,281	74,831
(1) 買掛金	239,608	239,608	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	138,048	138,888	840
(3) 長期借入金	280,188	278,459	1,728
負債合計	657,844	656,956	888

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,947,011	1,947,011	-
(2) 売掛金	463,820	463,820	-
(3) 差入保証金 敷金及び保証金	768,803	842,165	73,362
資産合計	3,179,634	3,252,996	73,362
(1) 買掛金	285,644	285,644	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	116,708	117,092	384
(3) 長期借入金	163,480	162,912	567
負債合計	565,832	565,649	182

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
F C加盟保証金	15,500	15,500

F C加盟保証金については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 差入保証金」には含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,712,460	-	-	-
(2) 売掛金	407,436	-	-	-
(3) 差入保証金 敷金及び保証金	77,057	347,017	301,674	180,443
合計	2,196,954	347,017	301,674	180,443

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,947,011	-	-	-
(2) 売掛金	463,820	-	-	-
(3) 差入保証金 敷金及び保証金	88,485	374,800	214,670	162,524
合計	2,499,317	374,800	214,670	162,524

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
(1) 1年内返済予定の 長期借入金	138,048	-	-	-	-	-
(2) 長期借入金	-	116,708	79,580	46,260	29,520	8,120
合計	138,048	116,708	79,580	46,260	29,520	8,120

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
(1) 1年内返済予定の 長期借入金	116,708	-	-	-	-	-
(2) 長期借入金	-	79,580	46,260	29,520	8,120	-
合計	116,708	79,580	46,260	29,520	8,120	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(前事業年度及び当事業年度の貸借対照表計上額 15,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	2,991	2,284	706
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,991	2,284	706
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	2,991	2,284	706

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,760	2,284	475
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,760	2,284	475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	2,760	2,284	475

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型の制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、退職一時金制度は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	371,450千円	399,144千円
退職給付費用	50,387	46,342
退職給付の支払額	22,693	9,335
退職給付引当金の期末残高	399,144	436,151

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	399,144千円	436,151千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	399,144	436,151
退職給付引当金	399,144	436,151
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	399,144	436,151

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度50,387千円

当事業年度46,342千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	51,688千円	52,257千円
たな卸資産仕入割戻配賦額	45,770	41,427
たな卸資産評価損	17,775	16,290
ポイント引当金	6,906	1,814
未払事業税	9,745	8,653
未払費用	7,680	7,791
退職給付引当金	121,738	133,026
減損損失	68,890	62,765
資産除去債務	21,582	22,041
減価償却費	19,580	20,506
その他	24,450	29,686
繰延税金資産合計	395,811	396,261
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対する資産	4,809	4,430
その他	215	144
繰延税金負債合計	5,024	4,574
差引：繰延税金資産の純額	390,787	391,687

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
住民税均等割	1.8	1.5
所得拡大促進税制による税額控除	-	3.7
その他	0.8	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7	28.5

(持分法損益関係)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数に応じて20年～34年と見積り、割引率は1.2020%～2.2736%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。



(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	79,159千円	80,657千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	1,497	1,501
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	80,657	82,159

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、(株)オートボックスセブンが運営する「オートボックスフランチャイズチェーン」のフランチャイジーとして、店舗におけるカー用品の販売及び取り付けサービスについての包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、各店舗を基礎としたカー用品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	カーエレクトロニクス	タイヤ・ホイール	アクセサリ・メンテナンス用品	車検・サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	1,215,935	2,113,129	1,855,495	2,475,689	1,057,154	8,717,405

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	カーエレクトロニクス	タイヤ・ホイール	アクセサリ・メンテナンス用品	車検・サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	1,194,388	2,109,888	1,768,388	2,665,251	1,042,267	8,780,184

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
その他の関係会社	㈱オートボックスセブン	東京都江東区	33,998	カー用品の卸・小売	（被所有） 直接 23.1%		商品の仕入先	商品の仕入（注）2	3,673,687	買掛金 未収入金	199,256 4,443
							販売協賛金の受取り	受取協賛金等（注）2	1,886	未収入金	3,252
							土地建物の賃借	賃借料の支払（注）2	161,909	前払費用 長期前払費用 差入保証金	14,542 55,510 363,924

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
その他の関係会社	㈱オートボックスセブン	東京都江東区	33,998	カー用品の卸・小売	（被所有） 直接 22.4%		商品の仕入先	商品の仕入（注）2	3,564,017	買掛金 未収入金	234,467 1,114
							販売協賛金の受取り	受取協賛金等（注）2	5,050	未収入金	3,108
							土地建物の賃借	賃借料の支払（注）2	161,580	前払費用 長期前払費用 差入保証金	14,542 48,810 333,620

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の仕入については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。
- (2) 受取協賛金等については、販促企画等に基づき、期首において取引条件を決定、又は、期中における条件交渉により決定しております。
- (3) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて賃借料金額を決定しております。

2. 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
その他の関係会社の子会社	㈱オートボックスフィナンシャルサービス	東京都江東区	15	機器リース	-		設備のリース	支払リース料（注）2	4,690	リース債務(流動)	4,302
							ローン債権の回収	支払利息（注）2	444	リース債務(固定)	7,392
							役員の兼任	債権回収高 支払手数料	104,902 3,881	売掛金	1,738
	㈱オートボックス・マネジメントサービス	東京都江東区	90	経理代行	-		クレジット債権の回収	債権回収高 支払手数料	4,646,527 108,080	売掛金	388,413

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	㈱オートボックス ファイナンシャルサービス	東京都 江東区	15	機器リース	-	設備のリース ローン・クレジット債権の回収 (注)3	支払リース料 (注)2	4,302	リース債務(流動)	4,113
							支払利息 (注)2	303	リース債務(固定)	3,279
							債権回収高 支払手数料	4,268,311 98,915	売掛金	442,055
	㈱オートボックス・マネジメントサービス	東京都 江東区	90	経理代行	-	クレジット債権の回収 (注)3	債権回収高	705,056	売掛金	-
							支払手数料	16,267		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定しております。  
3. クレジット債権の回収業務につきましては、2018年6月1日に㈱オートボックス・マネジメントサービスから㈱オートボックスファイナンシャルサービスへ移管しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	2,144円73銭	2,231円14銭
1株当たり当期純利益	124円35銭	154円15銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(千円)	263,645	338,373
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	263,645	338,373
期中平均株式数(株)	2,120,232	2,195,042

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	1,536,990	63,474	28,179 (1,392)	1,570,893	767,338	50,261	803,555
構築物	361,764	4,200	232	365,732	241,454	13,910	124,277
機械及び装置	170,636	24,781	1,336	194,081	85,801	9,470	108,280
車両運搬具	76,622	5,929	4,819	77,732	72,267	2,015	5,465
工具、器具及び備品	236,170	16,895	6,990 (1,497)	244,577	198,831	18,072	45,745
土地	686,694	-	-	686,694	-	-	686,694
リース資産	363,787	-	152,219	211,568	158,034	25,269	53,534
有形固定資産計	3,432,666	115,280	193,777 (2,889)	3,351,279	1,523,726	118,999	1,827,553
無形固定資産							
借地権	59,180	-	-	59,180	59,180	-	-
その他	6,089	650	493	6,246	150	50	6,095
無形固定資産計	65,269	650	493	65,426	59,331	50	6,095
長期前払費用	119,054	31,820	45,004	105,870	10,314	1,988	95,556

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	オートボックス桶川店	21,850千円
建物	スーパーオートボックスTODA	21,559
建物	オートボックス狭山店	9,531
機械及び装置	オートボックス狭山店	8,458
機械及び装置	オートボックス東浦和店	5,621
機械及び装置	スーパーオートボックスTODA	5,580
工具、器具及び備品	オートボックス川口店	4,082
工具、器具及び備品	オートボックス桶川店	2,632

2. 「当期減少額」欄の( )内は、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	
1年以内に返済予定の長期借入金	138,048	116,708	0.364	
1年以内に返済予定のリース債務	32,228	20,557	1.696	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	280,188	163,480	0.237	2020年4月～ 2023年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	60,043	39,486	1.739	2020年4月～ 2024年6月
その他有利子負債	-	-	-	
合計	510,508	340,231	-	

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	79,580	46,260	29,520	8,120
リース債務	14,980	13,653	5,936	3,921

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	169,472	171,337	169,472	-	171,337
ポイント引当金	22,645	5,950	22,645	-	5,950

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	24,180
預金	
当座預金	-
普通預金	1,690,830
定期預金	220,000
積立預金	12,000
小計	1,922,830
合計	1,947,011

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)オートボックスフィナンシャルサービス	442,055
(株)ユー・エス・エス	4,762
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,612
(株)セディナ	2,153
その他	11,236
合計	463,820

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
407,436	5,570,106	5,513,722	463,820	92.2	28.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品

品目	金額（千円）
タイヤ・ホイール	246,217
アクセサリ・メンテナンス用品	387,661
カーエレクトロニクス	170,362
オイル・バッテリー	74,499
車検・サービス	45,392
車販売	16,086
合計	940,219

二．差入保証金

区分	金額（千円）
保証金	383,364
敷金	385,438
F C加盟保証金	15,500
合計	784,303

負債の部

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
(株)オートボックスセブン	234,467
(株)リ・バスホールディングス	12,661
(株)ファイバーワーク	10,335
(株)国分商会	5,115
(株)城北三起自動車	2,758
その他	20,306
合計	285,644

ロ．退職給付引当金

区分	金額（千円）
未積立退職給付債務	436,151
合計	436,151



(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,974,151	4,021,967	6,694,091	8,780,184
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	60,261	162,679	411,286	473,543
四半期(当期)純利益(千 円)	39,767	108,949	279,659	338,373
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	18.38	50.16	128.07	154.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	18.38	31.73	77.35	26.33

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。ただしやむを得ない事情により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。
株主に対する特典	なし

(注) 単元未満株主の権利

当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利及び株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月20日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月20日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第37期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

（第37期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月9日関東財務局長に提出

（第37期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月18日

株式会社 バッファロー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井出 正弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄士 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バッファローの2018年4月1日から2019年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バッファローの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バッファローの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社バッファローが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。